

令和3年 第3回定例会

岩見沢市教育委員会会議録

令和3年3月17日 開会

令和3年3月17日 閉会

岩見沢市教育委員会

令和3年 第3回定例会

岩見沢市教育委員会会議録

(令和3年3月17日)

○本委員会に付議した議件

- 1 報告第5号 教育長の一般経過報告について
 - 2 議案第8号 岩見沢市立学校管理規則の一部改正について
 - 3 議案第9号 岩見沢市一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱の一部改正について
 - 4 協議 1 岩見沢市いじめ問題対策連絡協議会委員の選出方法について
 - 5 協議 2 岩見沢市いじめ問題専門委員会委員の選出方法について
 - 5 協議 3 岩見沢市立教育研究所運営委員会委員の選出方法について
- そ の 他

○本委員会に出席した者

教 育 長	三 角 光 二
委 員	秋 山 信 也
委 員	杉 野 幹 夫
委 員	菊 池 亜 希
委 員	遠 藤 か ず み

教 育 部 長	井 筒 亨
社会教育・子育て支援担当次長	所 美 穂 子
学 校 教 育 課 長	戸 沼 貴 志
指 導 室 長	鳶 野 郁 夫
学 校 給 食 課 長	田 公 寿 幸
生涯学習・文化・スポーツ振興課長	白 石 丈 人
教 育 施 設 課 長	是 廣 敏 明
図 書 館 長	中 川 和 彦
緑陵高等学校事務長	杉 田 操
事務局学校教育課総務係長	石 川 貴 規
事務局学校教育課総務係	岩 端 浩 太

午前10時00分 開会

○三角教育長 それでは、ただ今から令和3年第3回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の署名委員につきましては、菊池委員さんをお願いいたします。

初めに、日程番号1、報告第5号 教育長の一般経過報告について、私から説明いたします。

2月12日から3月9日までの経過報告となります。

2月12日、教育研究所の事業報告会と運営委員会に出席しております。事業報告会では、学校と研究所をオンラインで結んで実施しています。終了後引き続いて、運営委員会を開催し、次年度の研究所事業について、所長から説明がありました。次年度につきましては、教育行政方針の実現につながるような教育研究所の機能の向上に向けて、取り組んでいくことになっております。

18日、地域・元気アップ支援事業運営委員会に出席しております。コロナ禍においても、各学校がそれぞれ感染予防を工夫しながらボランティアを活用し、様々な活動に取り組んでいる旨が報告されております。

22日、岩見沢地方法人会より、小学校にはハンドソープ、中学校にはアルコール消毒液の寄贈を受けております。

3月1日から22日までを会期に、市議会第1回定例会が開催されているところです。

6日、北海道大学C O I との共催によるクチトレフォーラムが開催されています。未就学児や小中学校の特別な支援を要する子どもたちの療育について、学ぶ機会が提供されています。会場やオンラインで多数の方の参加がありました。終了後も北大C O I の方との交流があるなど、参加者の関心の高さが伺えたところです。

以上で私からの一般結果報告を終わります。

委員の皆様からご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 ご意見、ご質問がなければ、本報告については終了いたします。

続きまして、議案に対する提案理由について説明を求めます。

○井筒教育部長 議案第8号 岩見沢市立学校管理規則の一部改正について。

北海道公立学校校務支援システムの導入に伴って、指導要録等の各種様式について所要の規定の整備を行うものであります。

議案第9号 岩見沢市一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱の一部改正について。

国の子ども・子育て支援交付金交付要綱の改正に伴って、所要の規定の整備を行うものであります。

以上です。

○三角教育長 それでは、日程番号2、議案第8号 岩見沢市立学校管理規則の一部改正についてを審議いたします。

説明をお願いいたします。

○戸沼学校教育課長 それでは、議案第8号 岩見沢市立学校管理規則の一部改正について、ご説明させていただきます。

本規則は、教育委員会が所管します市立学校の管理運営の基本的事項を定め、学校の適正かつ円滑な運営を図ることを目的として制定されておりますが、今年度に導入しました校務支援システムの運用に伴い、出退勤の管理についてシステムを活用して行うこと、法令に規定される指導要録、出席簿、健康診断票の様式をシステムから出力される様式とすることを規定するため、規則の改正を行おうとするものでございます。

新旧対照表をご覧ください。まず第10条の2の次、第10条の3としまして、「職員の勤務態様等の整理は、出勤簿をもって行うこととし、出勤簿の様式は別に定める。」の一条を追加いたします。また、その次に、第10条の4として、「職員は、出勤し、及び退勤するときは、北海道公立学校校務支援システムの出退勤時刻管理により、自ら打刻しなければならない。ただし、これにより難い特別の理由があると校長が認める場合は、この限りでない。」の一条を追加いたします。

また、第41条の次に、第41条の2として、「学校教育法施行規則第28条第1項第4号に規定する指導要録、出席簿及び健康診断票の様式は、北海道公立学校校務支援システムによる事務により、当該校務支援システムから出力される様式によるものとする。」を追加いたします。

なお、施行日は令和3年4月1日とし、本日可決されましたら、各学校に周知していきたいと考えております。

ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

○三角教育長 ただ今、議案第8号についての説明がございました。委員の皆様からご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○菊池委員 校務支援システム出勤時刻管理というのは、どのようなものか。

○戸沼学校教育課長 パソコンを立ち上げてシステムに入ってください、出退勤の項目に自ら出勤時刻、退勤時刻を入力するという形になります。

○菊池委員 自分で入力するということですね。勝手にタイムカードを想像していました。

○三角教育長 ほかがございませんか。

○杉野委員 指導要録、出席簿、それから健康診断票についても校務支援システムを使ってやるということですが、転入転出に関わって、このシステムが導入されている自治体とのやり取りについては、システム上で書類のやり取りをするということになりますか。

○戸沼学校教育課長 杉野委員からご質問があった部分につきましては、現時点ではセキュリティの問題もありまして、システム上でのやり取りは実施いたしません。

○杉野委員 分かりました。

○三角教育長 ほかがございますか。よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それでは、この件についてご異議がなければ、このようなことで決定させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 議案第8号につきまして、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程番号3、議案第9号 岩見沢市一時預かり事業(幼稚園型)実施要綱の一部改正についてを審議いたします。

説明をお願いいたします。

○所社会教育・子育て支援担当次長 議案第9号について、ご説明いたします。

本要項の改正は、国が示す子ども・子育て支援交付金交付要綱の改正に伴い必要な規定の整備を行うものです。

新旧対照表をご覧ください。

右側の改正後の欄、該当する項目が朱書きをされております。改正内容は大きく2点ございます。

まず、1点目は、備考1の年間延べ利用児童数が2,000人以下の施設、このうち本市に所在する保育所型認定こども園を除くという点です。

本要綱は、幼稚園における一時預かりに係る規定であることから通常の保育と一体的に行う保育所型認定こども園の幼稚園枠は対象外となります。

2点目は、特別な支援を要する児童に係る委託料の加算を行うため、4の(1)から(3)を追加いたします。(1)は、この加算の対象となる児童の要件で、これは国の基準と同様でございます。(2)は加算対象となる職員の加配についての規定で、こちらも国の基準と同様です。(3)は加配職員の資格、配置要件で、保育士または幼稚園教諭であり、一時預かり事業の専任でなければならないと規定しています。国の基準には、加配職員の資格、配置要件の規定はありませんが、市として、保育の質を確保し、子どもの安全に配慮する観点から、また本市の実態も合わせて資格と配置要件を追加しております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○三角教育長 ただ今、議案第9号についての説明がございました。

委員の皆様からご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

国の要綱の変更に伴ってということですが、何かございませんか。よろしいですか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それでは、この件についてご異議がなければ、このようなことで決定させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 議案第9号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程番号4、協議1 岩見沢市いじめ問題対策連絡協議会委員の選出方法についてを審議いたします。

説明をお願いいたします。

○ 嶋野指導室長 それでは、岩見沢市いじめ問題対策連絡協議会委員の選出方法についてご説明をいたします。

岩見沢市いじめ問題対策連絡協議会は、各関係機関や関係団体と連携して、いじめの防止対策等について連絡協議する機関であり、年3回の開催を予定しております。

委員は、岩見沢市立学校長、関係行政機関の職員、医療、心理、福祉等の専門的な知識経験を有する者、岩見沢市立学校の児童生徒の保護者、教育委員会の職員から15名以内を選出いたします。任期は2年です。

今回は改選期に当たることから、委員の選出について、現在調整をしており、次回の教育委員会にて、ご審議いただく予定としております。

以上、岩見沢市いじめ問題対策連絡協議会委員の選出方法について、ご協議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○ 三角教育長 ただ今、協議1についての説明がございました。委員の皆様からご意見、ご質問等がございましたら、お願ひいたします。

選出区分について、よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○ 三角教育長 それでは、この件についてご異議がなければ、このようなことで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○ 三角教育長 それでは、よろしくお願ひします。

続きまして、日程番号5、協議2 岩見沢市いじめ問題専門委員会委員の選出方法についてを審議いたします。

説明をお願ひいたします。

○ 嶋野指導室長 岩見沢市いじめ問題専門委員会委員の選出方法についてご説明をいたします。

岩見沢市いじめ問題専門委員会は、いじめの重大事態が発生した場合などに調査する機関でございます。

委員は、教育、保育、医療、心理、福祉等の専門的な知識経験を有する5名を選出いたします。任期は2年です。

今回は改選期に当たることから委員の選出について、現在調整をしており、次回の教育委員会にて、ご審議をいただく予定となっております。

以上、岩見沢市いじめ問題専門委員会の委員の選出方法について、ご協議をお願ひいたします。

以上でございます。

○ 三角教育長 ただ今、協議2についての説明がございました。委員の皆様からご意見、ご質問等ございましたら、お願ひいたします。

よろしいですか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それでは、この件についてご異議がなければ、このようなことで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それでは、よろしく申し上げます。

続きまして、日程番号6、協議3 岩見沢市立教育研究所運営委員会委員の選出方法についてを審議いたします。

説明をお願いいたします。

○寫野指導室長 それでは、岩見沢市立教育研究所運営委員会委員の選出方法についてご説明をいたします。

岩見沢市立教育研究所設置条例に基づき、教育研究所の円滑な運営を図るために運営委員会を置き、運営方針や事業計画について、審議をしています。

運営委員会の委員は、学校教育関係者、社会教育関係者、学識経験者から14名以内を選出しております。任期は2年です。

今回は改選時期に当たることから、委員の選出について現在調整をしており、次回の教育委員会にて、審議いただく予定となっております。

岩見沢市立教育研究所運営委員会の委員の選出方法について、ご協議をよろしく願いいたします。

以上です。

○三角教育長 ただ今、協議3についての説明がございました。委員の皆様からご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それでは、この件についてご異議がなければ、このようなことで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それでは、よろしく申し上げます。

続きまして、その他に移ります。委員の皆様から何かございますか。

(「ありません」という声あり)

○三角教育長 なければ、事務局から何かありませんか。

○寫野指導室長 それでは、私から令和2年度教育行政方針の最終評価について、ご説明いたします。

お手元のA3判カラー刷りの資料をご覧ください。

この資料につきましては、教育行政方針の達成状況について、各学校の回答をまとめたものでございます。

以前お示しをいたしました小中学校の中間評価と最終評価、これを比較いたしますと30項目中20項目で達成率が上昇し、残る10項目におきましても、中間評価と同じ達成率ながら、内容を見ますと二重丸のA評価が多くなるなど、各学校において、教育行政方針の具現化に向けて、教育実践が前進したと見ることができます。

「子どもが輝く岩見沢の教育づくり」を目指すための学校改善の根幹である授業づくりについて、中間評価と比較しますと、表中1番目の新しい時代に対応できる力の育成の(1)確かな学力の定着の項目が13.1ポイント上昇し、78.3%、(2)「教えて考えさせる」授業を基盤とした授業づくりにつきましても、30.4ポイント上昇し、82.6%の達成率となっております。

しかしながら、学校間格差、教師間格差というのも視察の中から明らかとなっている部分であり、次年度につきましても評価のための評価ではなく、学校改善に資する評価であることということに基づいて、教育行政方針の具現化に向け、各学校が教育活動、学校運営の改善を確実に図ることができるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三角教育長 今説明がありましたが、何かご質問等ございますか。

○菊池委員 コミュニティ・スクールが今現在どのようになっているのかお聞きしたいのですが、設置しているところとされていないところについて。

○畠野指導室長 教育委員会では、コミュニティ・エリア構想というものを進めており、中学校区に学校運営協議会を置きます。例えば、今でいいますと、栗沢中学校、それと明成中学校、この部分がコミュニティ・エリア構想に基づき、学校運営協議会を設置しているところです。

また、光陵中学校が先駆けてコミュニティ・スクールを立ち上げております。校区の中央小学校、南小学校、美園小学校でも、学校単体としてのコミュニティ・スクールを現在立ち上げておりますが、令和4年にはそれらが全て統合し、光陵中学校区学校運営協議会コミュニティ・エリアとなる予定でございます。

また、来年度につきましても、清園中学校区、緑中学校区、北村中学校区が中学校区の学校運営協議会を立ち上げる予定になっており、残りの学校についても、令和4年には、全て中学校区の学校運営委員会を設立する。

ですので、令和4年には九つ全ての中学校区で中学校区の学校運営委員会が設立されるという予定になっております。

以上でございます。

○菊池委員 分かりました。ありがとうございます。

○三角教育長 ほかがございませんか。よろしいですか。

それでは、この件については、以上といたします。

ほかになければ、来月の定例会の日程についてですけれども、4月21日が第3水曜日となりますが、委員の皆様いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 よろしいでしょうか。午前10時からということでもよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 場所については、であえーる岩見沢4階の会議室で行いたいと思います。

以上をもちまして、第3回教育委員会定例会を終了させていただきます。

ご苦労さまでした。

午前10時21分 閉会

岩見沢市教育委員会会議規則第15条の規定により、ここに署名する。

署名委員